

令和3年度 高松市職員募集要項
〈短大卒・高校卒（事務・技術職・消防）・保育教育士・技能職員〉
【受験申込期間】 令和3年8月24日（火）～令和3年9月7日（火）

〈重要〉

・9月26日（日）に実施を予定していた「消防（短大・高校）」の第1次試験は、9月25日（土）に変更します。詳細は、「4 採用試験の方法、日時及び場所」を確認してください。

1 職種、採用予定人員及び受験資格等

職 種	採用予定人員	受 験 資 格 等	
事務 (短大・高校)	3人程度	学校教育法による高等学校以上を卒業した人若しくは令和4年3月までに卒業する見込みの人又はこれらに相当する資格を有すると市長が認める人（大学を卒業した人・卒業する見込みの人・在学中の人を除く。）で、平成4年4月2日以後に生まれた人	
土木（高校）	1人程度	学校教育法による高等学校を卒業した人若しくは令和4年3月までに卒業する見込みの人又はこれらに相当する資格を有すると市長が認める人（大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した人・卒業する見込みの人・在学中の人を除く。）で、平成6年4月2日以後に生まれた人（注4参照）	
保育教育士	20人程度	保育士証及び幼稚園教諭免許状（更新を行っているもの）を有する人又は令和4年3月までに取得する見込みの人で、平成元年4月2日以後に生まれた人	
保育教育士 【経験者対象】	1人程度	保育士証及び幼稚園教諭免許状（更新を行っているもの）を有する人又は令和4年3月までに取得する見込みの人で、昭和47年4月2日以後に生まれた人であるとともに、以下の施設（※）で次の1及び2の条件を満たす職務経験（注5参照）のある人 1 平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に、同一施設で保育士又は幼稚園教員又は保育教諭としての職務経験が継続して6か月以上ある人。ただし、施設主体が同一の複数施設への継続勤務を含む。 2 平成19年4月1日から令和4年3月31日までの間に、保育士又は幼稚園教員又は保育教諭としての職務経験が通算して5年以上ある人 （※）子ども・子育て支援法第7条に規定する「教育・保育施設」（認定こども園、幼稚園、保育所）又は同条に規定する「小規模保育」、「事業所内保育」を行う施設	
消防 (短大・高校)	5人程度	学校教育法による高等学校以上を卒業した人若しくは令和4年3月までに卒業する見込みの人又はこれらに相当する資格を有すると市長が認める人（大学を卒業した人・卒業する見込みの人・在学中の人を除く。）で、平成4年4月2日以後に生まれた人	以下の条件を全て満たす人 1 高松市内又は消防局長が認める高松市周辺に居住できる人 2 普通自動車、準中型自動車、中型自動車、大型自動車のいずれかの運転免許証を持つ人又は令和4年3月までに取得する見込みの人（AT車限定は除く。）（注7参照） 3 次の身体的条件を満たす人 ①男性は身長おおむね160cm以上、体重おおむね50kg以上、胸囲はおおむね身長 $\frac{2}{1}$ 以上であること。 ②女性は身長おおむね155cm以上、体重おおむね45kg以上、胸囲はおおむね身長 $\frac{2}{1}$ 以上であること。 ③視力（矯正視力を含む。）が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。 ④言語が明瞭で、十分発声のできること。 ⑤聴力が左右正常であること。
技能職員 (保育所・学校給食調理等)	10人程度	学校教育法による高等学校以上（大学、短期大学及び高等専門学校を含む。）を卒業した人若しくは令和4年3月までに卒業する見込みの人又はこれらに相当する資格を有すると市長が認める人で、昭和61年4月2日以後に生まれた人	
技能職員 (保育所・学校給食調理等) 【経験者対象】	4人程度	以下の条件を全て満たす人 1 学校教育法による高等学校以上（大学、短期大学及び高等専門学校を含む。）を卒業した人で、昭和51年4月2日以後に生まれた人 2 民間企業又は公的機関等における調理の職務経験が通算して（注5参照）5年以上ある人	

- (注) 1 申込みができる職種は1つに限り、申込書受付後の変更は認められません。
2 同時に募集している高松市職員募集要項〈障がい者対象〉との併願は認められません。
3 視覚障害その他の障害のため拡大文字などによる受験措置を希望する場合、試験当日に車椅子の使用を希望する場合など、受験に際して要望のある人は、あらかじめ申し出てください。
4 「土木（高校）」については、高等専門学校3学年在学中の人（令和4年3月に3学年の課程を修了見込みの人）は受験できます。

- 5 職務経験が複数の場合は、職歴証明書等で確認できるものに限り、それらの期間を通算します（非常勤の職での勤務も含まれます。）。ただし、週の正規勤務時間が24時間未満の勤務、同一企業等で6か月未満の勤務及び育児休業、休職、停職期間を除きます。なお、最終合格決定後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。職務経験期間が証明できない場合や職務経験年数が受験資格に満たない場合は試験に合格しても採用されません。
- 6 「保育教育士」、「保育教育士【経験者対象】」及び「消防（短大・高校）」の第2次試験合格者は、受験資格等として記載している資格・免許等の証明書類の提出が必要です（取得する見込みの人を除く。）。証明書類の提出がない場合は、受験資格を喪失します。
- 7 「消防（短大・高校）」の運転免許は、令和3年度に高等学校を卒業する見込みの人に限り、令和5年3月まで取得期間を猶予します。
- 8 「消防（短大・高校）」の身体的条件は、第2次試験合格者に対して行う身体検査において確認します。第2次試験に合格した場合でも身体的条件を満たさない場合は、受験資格を喪失します。
- 9 「消防（短大・高校）」を除く職種は、日本国籍を有しない人（永住者又は特別永住者に限る。）も受験できます。最終合格決定後に、在留カードの写しなど、在留資格を証する書類の提出が必要です。また、「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は、住民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為を行う業務（公権力の行使）及び公の意思の形成に参画する業務に携わることができません。
- 10 次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。（地方公務員法第16条の欠格条項）
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 高松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者（「保育教育士」及び「保育教育士【経験者対象】」の受験者は、併せて学校教育法第9条に規定する欠格条項に該当する場合も受験できません。）

「保育教育士」とは、保育士証及び幼稚園教諭免許状を有する者で、保育又は幼児教育の業務に従事する高松市独自の職種名です。勤務地は、原則、高松市立の保育所、こども園、幼稚園のいずれかになります。

2 受験申込みの手続き

受験申込みはインターネットにより行ってください。

※申込みは1回に限ります。

※持参及び郵送での申込みは、受け付けません。

【申込み方法】

- (1) 高松市ホームページにある「くらしの情報」→「市役所総合案内」→「電子申請・届出」にある「オンラインサービス」から「電子申請・届出サービス」→「利用者登録」で利用者情報を登録し、受験申込みをしてください。（不明な点は、「電子申請・届出サービス」の中の「ヘルプ」を参照してください。）
※「オンラインサービス」：<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/sogo/shinsei/index.html>
- (2) 受験申込み後に、「申込完了通知メール」が届きます。
- (3) 受験申込みの受付後に、「受験票発行通知メール」が届きます。（数日かかる場合があります。）
- (4) 「受験票発行通知メール」の手順に従って、受験票を印刷してください。
- (5) 9月14日（火）までに「受験票発行通知メール」が届かない場合は、高松市役所人事課まで必ずお問い合わせください。

3 受験申込期間

令和3年8月24日（火）から令和3年9月7日（火）まで

※9月7日（火）の申込み完了分まで有効です。

（「申込完了通知メール」が届いた時点で申込み完了とします。）

4 採用試験の方法、日時及び場所

試験は第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対して、第3次試験は第2次試験の合格者に対して行います。ただし、職種によっては、第2次試験を省略する場合があります（第1次試験の合格者に通知します。）。

受験者は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の点に留意してください。

以下の方は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、受験できません。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方
- (2) 保健所等から「濃厚接触者」又は「その他の接触者」として指定を受け、自宅待機を要請されている方
- (3) 37.5度以上の発熱や咳、強い倦怠感などの風邪症状がある方

※なお、理由の如何を問わず、欠席者向けの再試験は実施しません。

その他受験に関する留意事項

- (1) 当日の朝は、必ず検温を行ってください。
- (2) 試験当日は、常時マスクの着用をお願いします。

《第1次試験実施日時》

試験日	職種	時間	試験種目（配点）	試験時間
令和3年 9月25日（土）	消防（短大・高校）	午前9時～ 午後0時50分	・教養試験（70点） ・適性検査（30点）	・2時間 ・50分
令和3年 9月26日（日）	事務（短大・高校） 技能職員 技能職員【経験者対象】	午前9時～ 午前11時30分	・教養試験（100点）	・2時間
	土木（高校）	午前9時～ 午後2時00分	・教養試験（50点） ・専門試験（50点）	・2時間 ・90分
	保育教育士 保育教育士【経験者対象】	午後0時30分～ 午後4時30分	・専門試験Ⅰ（50点） ・専門試験Ⅱ（50点）	・90分 ・90分

《第1次試験試験場所》

試験場所は次のいずれかになります。

- ① 高松市役所本庁舎
- ② 高松市防災合同庁舎

試験場所及び受験会場については、9月17日（金）午前10時頃に高松市ホームページ（くらしの情報の新着情報）上で発表しますので、必ず各自で確認してください。

- (注) 1 試験場所及び日時は変更する場合があります。変更する場合は、市ホームページに掲載するとともに、9月22日（水）までに、受験申込書記載のメールアドレス宛てに電子メールにて連絡します。
- 2 第1次試験当日は、午前9時（保育教育士及び保育教育士【経験者対象】については午後0時30分）から説明を始めますので、それまでに来場してください。なお、午前8時（保育教育士及び保育教育士【経験者対象】については午後0時）より前に会場に入ることはいけません。
- 3 いずれの試験種目も択一選択式です。

《第1次試験の持参物》

- 受験票（受験票に必ず写真を貼り付けて持参してください。第1次試験の当日に受験票がない場合又は写真が貼られていない場合は受験できません。）
- HBの鉛筆（5本以上、シャープペンシル不可）、消しゴム
- 昼食（「土木（高校）」を受験する人のみ）

※時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限り、携帯電話などを時計の代用品として使用することはできません。

（試験種目ごとの内容）

試験種目	試験内容と出題分野	
教養試験	公務員として必要な一般的知識についての筆記試験を行います。	
専門試験	職種に応じて必要な専門的知識についての筆記試験を行います。出題分野は以下のとおりです。	
	土木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工等の土木技術者としての専門知識
	保育教育士 （【経験者対象】も含む。）	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健・障害児保育、発達心理、教育学、保育原理、保育内容、法規等の保育教育士としての専門知識
適性検査	職務を遂行するために必要な素質及び適性について検査します。	

《第1次試験の合格発表 10月8日頃》

市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者に郵送で通知します。

《第2次試験 10月下旬》実施日は第1次試験の合格者に通知します。

- ・口述試験（集団面接）
- ・体力測定 「消防（短大・高校）」のみ実施（職務を遂行するために必要な体力の測定）
- ・実技試験Ⅰ 「保育教育士」及び「保育教育士【経験者対象】」のみ実施（身体表現、音楽）
- ・実技試験Ⅱ 「技能職員」及び「技能職員【経験者対象】」のみ実施（調理）

《第3次試験》実施日は第2次試験の合格者に通知します。

- ・口述試験（個別面接）
- ・身体検査 「消防（短大・高校）」のみ実施（医療機関で検査を受け、本市所定の身体検査書を提出していただきます。）

※それぞれの試験成績が一定以下の場合、合格者なしとする職種もあります。

5 採用試験成績の通知について

受験者本人が希望する場合には、試験成績を通知します。

- ・対象者 : 各試験の不合格者（不合格となった試験の成績のみ通知します。）
- ・通知時期と方法 : 各試験の合格発表日以後、速やかに郵送で通知します。

※請求方法等の詳細は「職員採用試験成績通知請求書」に記載しています。

6 合格から正式採用まで

最終合格者は採用候補者名簿（有効期限は、令和4年3月31日まで）に登載され、その中から採用者が決定されます。また、地方公務員法第22条の規定により、採用の日から6か月以上1か年の期間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

（補欠合格者）

最終合格者のほかに補欠合格者を決定することがありますが、補欠合格者は、欠員などが生じた場合に限り、採用の対象となります。

（採用資格の喪失・採用の取消）

以下の場合は、試験に合格しても採用されません。

- ・令和4年3月31日までに受験資格等に記載の学校等を卒業する見込みの人が同日までに卒業できなかった場合
- ・資格・免許が必要な職種で同資格・免許を取得する見込みの人が資格・免許を取得できなかった場合（令和4年に実施される国家試験に不合格の場合など）
- ・職務経験期間が証明できない場合や職務経験年数が受験資格に満たない場合
- ・地方公務員法第16条（1の注10参照）のいずれかに該当することとなった場合（「保育教育士」及び「保育教育士【経験者対象】」の受験者は、学校教育法第9条に規定する欠格条項に該当する場合を含む。）

7 勤務条件

採用時の勤務条件は、以下のとおりです。

（勤務時間）

原則、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。（ただし、職種・勤務場所により変則勤務があります。）

（給与）

令和3年8月現在の初任給（地域手当を含む。）は次のとおりです。また、職歴などを有する人は、一定の基準により加算される場合があります。このほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当などの手当があります。

職 種	初 任 給	
事務	大学卒	193,132 円
	短大卒	172,886 円
	高校卒	159,636 円
土木	高校卒	159,636 円
保育教育士（「【経験者対象】」を含む。）	大学卒	193,132 円
	短大卒	172,886 円
消防	短大卒	196,630 円
	高校卒	175,854 円
技能職員（「【経験者対象】」を含む。）		159,636 円

（勤務場所）

高松市役所、高松市防災合同庁舎、総合センター・支所・出張所、市立保育所・こども園・幼稚園、保健所、消防局、小中学校の給食調理場など

8 その他

- ・遅刻した場合は受験できません。
- ・試験場所に駐車場はありません。（近隣の有料駐車場等を利用してください。）
- ・受験のために要する旅費などの経費は、全て本人の負担とします。
- ・受験のために提出された書類は返却しません。
- ・天候その他災害により、試験を延期する場合は、試験当日の午前7時30分までに、高松市役所ホームページ（くらしの情報の新着情報）に掲載します。

9 申込み・問い合わせ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市役所（3階） 総務局人事課 採用担当

TEL 087-839-2144

FAX 087-839-2190

MAIL jinji@city.takamatsu.lg.jp